

り災証明 Q&A

Q1 り災証明書はどんなものか。

A1 災害によって家屋などが破損した場合、市職員が被害状況を確認したうえで、り災台帳に登録しその内容を証明するものです。

Q2 り災台帳はどんなものか。

A2 「誰が」「どのような被害を受けたか」、家屋の被害の調査結果を整理し、まとめたものです。なお、り災台帳の登録は、市役所資産税課(632-2253～2257)で行います。

Q3 り災台帳に登録されているかどうかは、どうすれば確認できるのか。

A3 台帳に登録されているかどうかの確認は、市役所資産税課(632-2253～2257)、市役所市民課、各地区市民センター・出張所にお尋ねください。登録されていない場合は、資産税課に調査を依頼してください。

(Q6, Q7参照)

Q4 り災証明書をもらうにはどこへ行けばよいのか。

A4 市役所市民課、各地区市民センター・出張所で発行しています。受付時間は、市役所市民課が 8:30～19:00 バンバ出張所が 10:00～19:00 そのほかの場所は 8:30～17:15 となっています。(バンバ出張所は土日祝休日も可能。それ以外は平日のみ)

Q5 り災証明書は何に使うのか。

A5 保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際、提出を求められることがあります。保険等の請求先に確認いただき、必要な場合には申請してください。なお、り災証明の申請には提出先の記入が必要となります。

Q 6 り災証明書の交付を受けるにはどうすればよいのか。

A 6 証明書の交付には、市職員が被害状況を調査・確認し、り災台帳に登録する必要があります。調査の参考となりますので、被害状況のわかる写真をできるだけ撮影しておいてください。

なお、調査の依頼については、資産税課家屋Gに連絡をお願いします。

【ご連絡先】 資産税課家屋第1・2 G 632-2250～2257

Q 7 被害状況の写真があれば、り災証明書は交付してもらえるのか。

A 7 証明書の交付には、市職員が被害状況を調査・確認し、り災台帳に登録する必要があります。

ただし、被害状況の確認できる写真の提出により、り災台帳に登録し、り災証明書を交付できる場合がありますので、資産税課家屋Gにお問い合わせください。

(調査依頼はQ 6 参照、証明書交付はQ 1 1 参照)

Q 8 り災証明書を請求できる人は誰か。

A 8 豪雨や台風、地震などの自然災害により家屋などに被害を受けた方です。
具体的には、建物の所有者や居住者です。

Q 9 申請をするには何を持っていけばよいのか。

A 9 窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。

なお、代理人の場合は委任状が必要となります。

Q 1 0 証明書に記載されている内容は何か。

A 1 0 り災証明書には、

家屋の「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊準半壊」「一部損壊10%未満」の5つに区分した被害状況を記載しています。

また、カーポートや塀の「損壊」についても記載できます。

Q 1 1 調査が終了し証明書の交付を受けられるようになるには、どの程度の日数がかかるのか。

A 1 1 被害認定調査後、約2日で証明が交付できるようになります。

Q 1 0のように、資産税課窓口で写真によるり災台帳への登録を行った場合は即日交付が可能です。

Q 1 2 り災証明書はいつまで取れるのか。

A 1 2 り災台帳に登録のあるものについては、発行の期限を設けておりません。

Q 1 3 り災証明書の内容についての問い合わせはどこにしたらいいのか。

A 1 3 証明書に記載されている内容についてのお問い合わせは、資産税課家屋Gまでご連絡をお願いします。

また、被害状況について、再度調査を希望される場合にも、資産税課家屋Gまでご連絡をお願いします。

【ご連絡先】資産税課家屋第1・2G 632-2253～2257